

別紙 2 の 1

1 水産資源

かつお（中西部太平洋条約海域）

- 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。